

# 宮崎広域都市計画公園の変更について 平和台公園

令和8年4月30日  
宮崎県 都市計画課

# 平和台公園の変更概要

- 変更① 公園内に、新たに下北方配水池の築造を行うため、区域の変更を行う。
- 変更② 散策路等が整備され、都市公園として利用されている区域が変化していることから、区域の変更を行う。



# 平和台公園について

- 平和台公園は、優れた風致の享受を主目的とする「特殊公園」として、昭和32年4月9日に都市計画決定された。

種 別	名 称		位 置	面 積
	番 号	公 園 名		
特殊公園	7・7・1号	平和台公園	宮崎市下北方町中之迫	約68.8ha

## 公園としての位置づけ

### 県の計画：宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープラン

総合的な公園、緑地等の配置方針において、「環境保全・景観構成などの機能の高い公園」として位置づけられている。

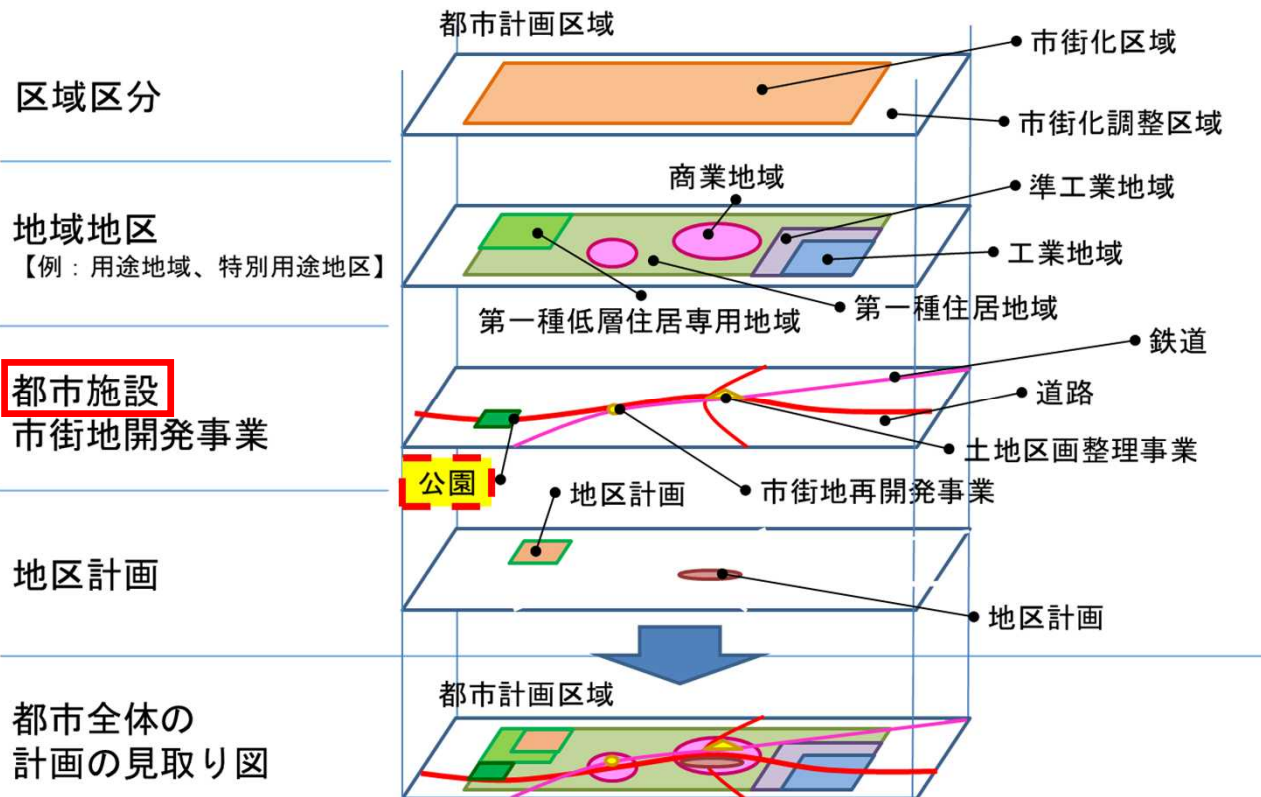
### 市の計画：宮崎市都市計画マスタープラン

都市施設の土地利用方針において、「地域独自の歴史に関する情報発信の場や交流・体験の場としての拠点性の維持・向上を目指す文化・歴史拠点」として位置づけられている。

# 都市施設とは

- 平和台公園は都市計画法における「都市施設」の公園に該当する。
- 「都市施設」とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設のことである。

## 都市構造の階層図



## 都市施設

### 【交通施設】

道路・都市高速鉄道・  
駐車場・交通広場など

### 【公園緑地などの公共空地】

公園・緑地・墓園など

### 【供給処理施設】

下水道・汚物処理場・  
ごみ焼却場など

### 【その他の施設】

河川・市場・火葬場・  
防火水槽など

# 都市計画変更の内容

## 変更①

公園内に、新たに下北方配水池の築造を行うため、区域の変更を行う。

→約0.41ha 削除

## 変更②

散策路等が整備され、都市公園として利用されている区域が変化していることから、区域の見直しを行う。

→約0.09ha 追加

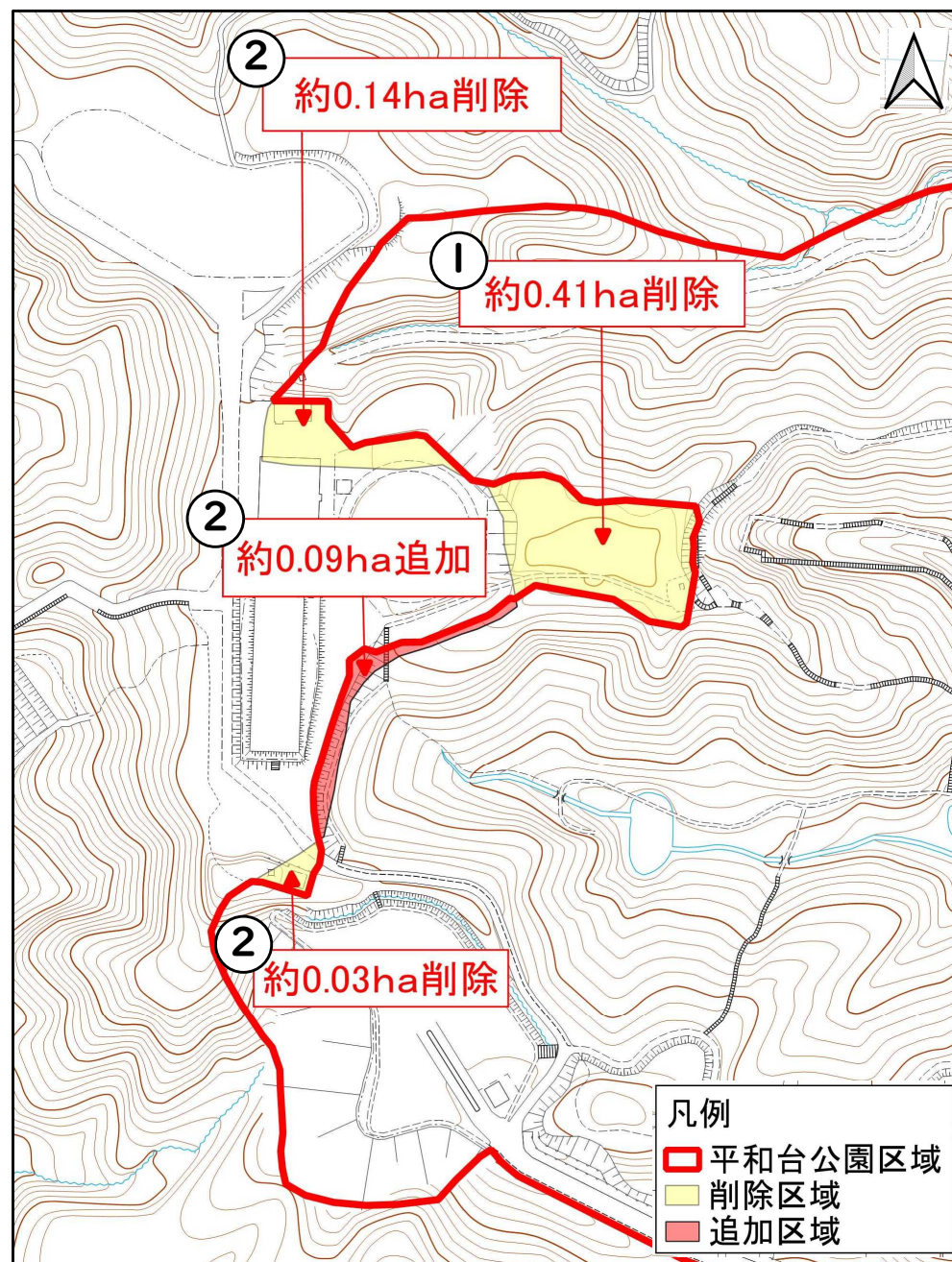
約0.14ha+約0.03ha 削除



## 面積の変更

約68.8ha

→約68.3ha (約0.5ha減)



# 変更①の理由

変更① 公園内に、新たに下北方配水池の築造を行うため、区域の変更を行う。

## ■経緯

平和台公園に隣接する下北方配水池（昭和7年建設）において、耐震診断を実施した結果、現行基準を満たしていないことが判明し、南海トラフ巨大地震及び津波の発生時に水道水を安定して供給することを目的として、新たな配水池を築造することとした。

### <築造地の選定条件>

- ①現在の配水方式である自然流下方式を維持するための地盤高（標高+70m程度）を確保すること。
- ②大規模な常時貯留を支える強固な地盤（切土部）であること。



選定条件①・②を満たす築造地を検討した結果、平和台公園以外の適地がないため、平和台公園内に築造を行うこととした。

# 変更①の理由

## 上水道施設（下北方配水池）の位置づけ

### 県の計画：宮崎県中部圏域都市計画区域マスタープラン

都市施設の基本方針において、「平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるように耐震性や安全性の向上に努める」として位置付けられている。

### 市の計画：宮崎市都市計画マスタープラン

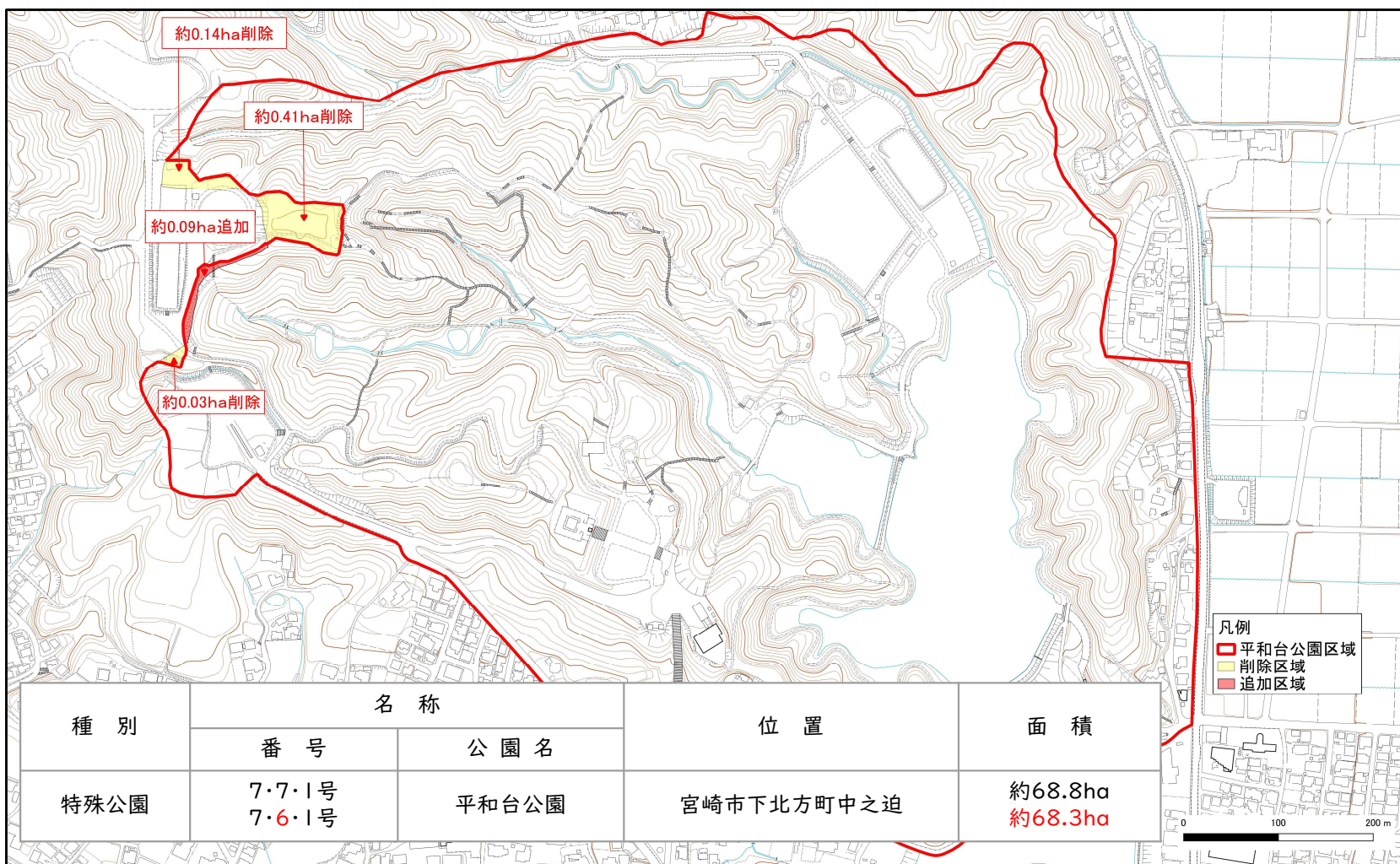
都市施設に関する方針において、「良質で安定した水の供給に努めるため、管路や浄水場等の水道施設の計画的な整備・更新を推進すること」及び「南海トラフ巨大地震・津波の発生に備え、上下水道施設の耐震・耐津波化計画等に基づき、計画的な上下水道施設の地震・津波対策を推進すること」として位置づけられている。

### 市の計画：みやざき水ビジョン

水道施設の更新・耐震化として、「災害時や施設の事故など非常時において、水道水を安定して供給するため、必要とされる配水池の容量確保や耐震化に取り組む」として位置付けられている。

# 平和台公園の都市計画変更

- 平和台公園の都市計画変更として、下北方配水池の新たな築造に必要な区域を削除するとともに、都市公園の利用区域に合わせた区域の追加及び削除を行う。
- また、都市計画運用指針に基づき、名称番号の変更を行う。



# 今後の手続きスケジュール

